

2013.11.27

年収200万円超の企業役員

所得控除を圧縮

政府・与党検討

政府・与党は26日、給与の高い企業役員の給与所得控除を一般社員よりも大幅に減らす検討に入った。年収2千万円超の役員が対象で、年収4千万円超の場合、控除額は現在の245万円の半分程度になる。控除には、

勤務時間や居住地などで縛りが多い会社員への配慮という面がある。自分の裁量で働ける役員は減額すべきだと判断した。週内に自民党税制調査会で議論を始め、2014年度の税制改正大綱に盛り込む。政府・与党は

社会保障分野でも、高所得者には心分の負担を求め、低所得者の負担感が重い消費税を控え、税制でも同様の措置が必要とみている。対象の役員は取締役だけでなく、執行役員や監

査役、理事などを含める方向で検討している。

給与所得控除は年収によって変わり、年収1500万円超の場合、現在は一般社員も企業役員も一律245万円の控除が認められている。14年度からは年収2000万円超の役員は年収が増えるほど、控除額が減るようになる。年収3千万円の役員なら一般社員の約4分の3、年収4千万円超なら約半分しか、控除が認められなくなる。

控除額が減れば、役員の所得税・住民税負担は増える。年収4千万円であれば、60万円程度の負担増になるとみられる。

役員の給与所得控除の圧縮は11年度の税制改正大綱に盛り込まれたが、ねじれ国会で実現しなかった経緯がある。税と社会保障の一体改革で民主、自民、公明の3党が再検討を税制抜本改革法に盛り込んでいた。